別記第十九号様式注意5⑤中「第137条の２第１号ハ」を「第137条の２第１号イ(3)」に改める。

別記第二十一号様式及び第二十四号様式中「第６条の３第１項」を「第６条の４第１項」に改める。

別記第二十六号様式注意5⑤中「第137条の２第１号ハ」を「第137条の２第１号イ(3)」に改める。

別記第二十八号様式及び第三十一号様式中「第６条の３第１項」を「第６条の４第１項」に改める。

別記第三十三号様式中「仮使用承認申請書」を「仮使用認定申請書」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「承認番号」を「認定番号」に改める。

別記第三十四号様式第一面中「仮使用承認申請書」を「仮使用認定申請書」に、「第７条の６第１項第１号」を「第７条の６第１項第２号」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に改め、「建築主事」の下に「又は指定確認検査機関」を加え、「承認番号」を「認定番号」に改め、同様式第二面中９欄を10欄とし、８欄を９欄とし、７欄を８欄とし、同面６欄の次に次のように加える。

【７．工事完了予定年月日】　平成　年　月　日

別記第三十四号様式注意１②及び２⑤中「承認」を「認定」に改め、同注意２㋐中「８欄」を「９欄」に改める。

別記第三十五号様式中「仮使用承認通知書」を「仮使用認定通知書」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「仮使用を承認」を「仮使用を認定」に改める。

別記第三十六号様式中「仮使用承認通知書」を「仮使用認定通知書」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に、「第７条の６第１項第１号」を「第７条の６第１項第２号」に、「仮使用を承認」を「仮使用を認定」に改め、同様式を別記第三十五号の二様式とし、同様式の次に次の四様式を加える。

第三十五号の三様式（第四条の十六関係）（Ａ４）

仮使用認定通知書

第　　号
平成　年　月　日

建築主、設置者又は築造主　　様

指定確認検査機関名　　印

下記に係る仮使用の認定の申請については、建築基準法第７条の６第１項第２号（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

記

１．申請年月日　　平成　年　月　日
２．敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
３．仮に使用し、又は使用させることができる建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
４．仮使用認定のための審査を行つた確認検査員氏名
（条件）
（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

第三十五号の四様式（第四条の十六の二関係）（Ａ４）

建築基準法第７条の６第３項の規定による
仮使用認定報告書

第　　号
平成　年　月　日

特定行政庁　　様

指定確認検査機関名　　印

下記に係る仮使用の認定の申請について、建築基準法第７条の６第１項第２号（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用を認定したので、同法第７条の６第３項（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により報告します。

記

１．建築主、設置者又は築造主氏名
２．確認済証番号　　第　　号
３．確認済証交付年月日　　平成　年　月　日
４．確認済証交付者
５．敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
６．仮に使用し、又は使用させることができる建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
７．仮使用の用途
８．仮使用期間　　平成　年　月　日から　平成　年　月　日まで
９．仮使用認定のための審査を行つた確認検査員氏名
10．仮使用認定通知書番号　　第　　号
11．仮使用認定通知書交付年月日　　平成　年　月　日

第三十五号の五様式（第四条の十六の三）（Ａ４）

建築基準法第７条の６第４項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

第　　号
平成　年　月　日

建築主、設置者又は築造主　　様

特定行政庁　　印

下記による仮使用認定通知書に記載の建築物は、建築基準法第７条の６第１項第２号の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、通知します。これにより下記による仮使用認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があつた日から３か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

記

１．仮使用認定通知書番号　　第　　号
２．仮使用認定通知書交付年月日　　平成　年　月　日
３．仮使用認定通知書交付者
４．敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
５．仮使用し、又は使用させることができることとした建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
（理由）